

令和 2 年 9 月 1 日
政策経営部政策企画課

(仮称) 世田谷区国土強靱化地域計画の素案について

1 主旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、未曾有の大災害となり、従来の防災・減災の枠を超え、国土政策・産業政策も含めた大規模自然災害への備えを進めるため、国において平成 25 年 12 月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が制定された。

区では、基本構想、基本計画、地域防災計画など国土強靱化の趣旨に沿った方針や計画となっているが、区内では令和元年台風第 19 号による被害が大きく、また、国内においては、台風をはじめとした大規模な浸水被害や地震の発生等、災害が頻発、激甚化している。国は令和元年度より、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策を実施しており、自治体への補助金や交付金事業に対して予算の重点化・要件化・見える化等により自治体における国土強靱化地域計画の策定及び国土強靱化の取組みを一層推進していくとしている。

このような現状を踏まえ、様々な自然災害から区民を守り、安全で災害に強いまちづくりを進めるため、基本法第 13 条に基づく「(仮称) 世田谷区国土強靱化地域計画」を今年度中に策定する。

2 策定の基本的な考え方

○本区においては幸いにも、多数の死傷者を伴う災害には見舞われていないが、令和元年台風第 19 号により建物の損壊や浸水などの被害が多数発生しており、今後、様々な自然災害から区民を守るため、更なる防災・減災の取り組みに加え、様々な自然災害が発生しても被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる、安全で災害に強いまちづくりの視点を持ち国土強靱化地域計画を策定する。

○本計画は、区の区政運営の基本となる「世田谷区基本構想」を実現していく計画とするとともに、「世田谷区基本計画」を区の最上位としつつ、基本法の趣旨を踏まえ、世田谷区地域防災計画をはじめとする各行政分野の個別計画の強靱化に関する部分についての指針性を持つ計画として位置づける。

○地域防災計画をはじめ、各分野別計画において国土強靱化の趣旨に沿った計画・施策の展開を既に進めているので、各分野別計画等との整合を図り策定していく。

○併せて東京都国土強靱化地域計画との調和を図り策定する。

3 計画素案の内容

別紙、「(仮称)世田谷区国土強靱化地域計画(素案)」及び「同計画(素案)概要版」のとおり。

4 今後のスケジュール(予定)

令和2年 9月 区民意見募集実施

令和3年 2月 企画総務常任委員会(計画案報告)

3月 (仮称)世田谷区国土強靱化地域計画策定